平成２９年（フ）第１３号
山梨県都留市鹿留234番地１　ハイツヨネヤマ101号
債務者　米山　友昭
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　賢人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
三重県名張市桔梗が丘２番町５街区99番地
債務者　吉本　仁則
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第３９号
三重県名張市桔梗が丘２番町５街区99番地
債務者　吉本　純子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第４１号
三重県名張市新田1158番地８
債務者　森松　正繁
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３２１号
大津市瀬田３丁目３番25号リヴァハイツ402号室、事業所所在地大津市一里山４丁目16番10号シャンポール一里山１－Ａ号室
債務者　のぞみ整骨院こと　中井　常行
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９０号
高知市潮新町２丁目11番13号　コーポ三慶Ⅲ・303号
債務者　畠中さがみ
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田知江子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３８号
高知市佐々木町４番地１　レオネクストＳｎｏｗＤｒｏｐ106号
債務者　武貞　和佳
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮上　佳恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２６２号
大阪府高槻市奈佐原２丁目８番１－402号
債務者　畑　　英司
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　格
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４２号
函館市本通１丁目19番25号　ＫＯＵＦＵＫＵＡＰＡＲＴＭＥＮＴ７号室
債務者　山崎　由香
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１４３号
函館市宮前町18番25号　メゾン宮前　102号
債務者　平賀　拓也
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１４９号
函館市柏木町１番34号
債務者　北村　志麻
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４２号
岐阜県大垣市東町１丁目468番地４
債務者　樽見　優子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
愛知県西尾市一色町一色中屋敷83番地
債務者　原田知惠子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
静岡県沼津市岡一色270番地の１　グランドール沼津705
債務者　田中　宏美
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地５－104
債務者　佐久間裕子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６１号
新潟県柏崎市米山台３丁目11番１号
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第６２１号
さいたま市大宮区土手町３丁目278番地１　クリオ北大宮壱番館113号室
債務者　塩澤　弘之
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係